

第4章 振 動

第1節 現 況

一般に振動公害とは、振動源である工場、自動車等から地盤振動が発生し、この振動が地表あるいは地中を波動として伝わり、それが建屋を振動し、その中にいる人がその振動を直接感じたり、戸・障子等がガタガタ鳴るため振動を間接的に感じるにより心理的・感覚的被害を生じさせるものである。また、特に振動が大きい場合には、壁・タイルのひび割れ、立て付けの狂い等の物的被害もみられる。

したがって、振動公害は、騒音公害の場合と同様、主観的な性格を持っている。また、騒音公害と併せて発生する場合が多く、騒音とは切り離せない関係にある。

□ 振動レベルの例

90 デシベル		人体に生理的影響が生じ始める
80 デシベル		産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合)
70 デシベル		深い睡眠に影響がで始める
60 デシベル		浅い睡眠に影響がで始める
50 デシベル		振動を感じ始める
40 デシベル		ほとんど睡眠に影響はない
		通常微動

1 道路交通振動

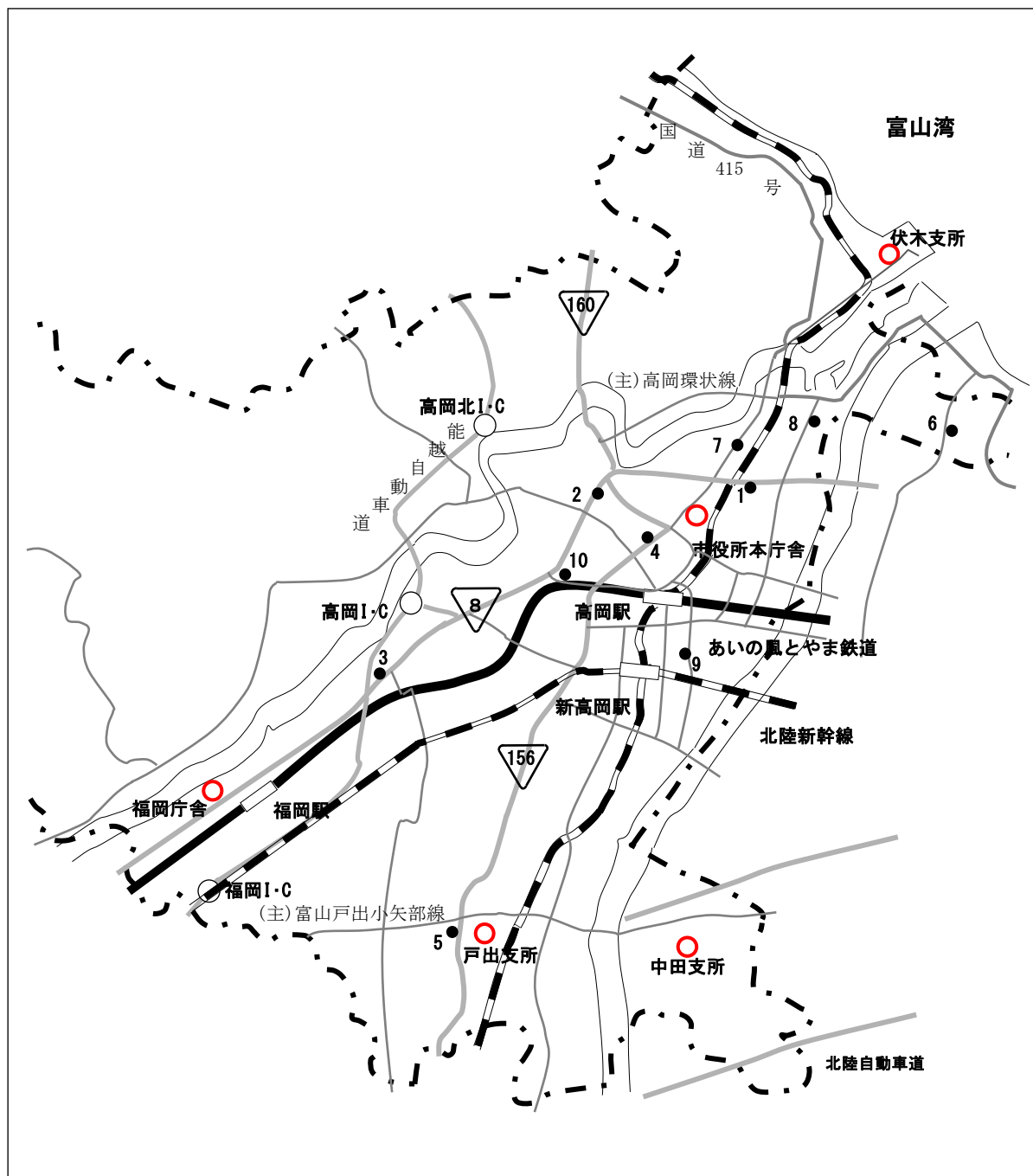
(1) 測定体制

道路交通振動の実態を把握するため、市内の主要道路10地点で調査を実施した。

[関係資料 (振動) - 1]

□ 道路交通振動測定地点

● : 測定地点 (10地点)



(2) 測定結果

いずれの地点においても、振動規制法に定める道路交通振動の要請限度以下であり、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる地点はなかった。

□ 道路交通振動の要請限度の適合状況

単位：デシベル

要請 区分	No.	路線名	測定場所	測定値		限度適否	
				昼	夜	昼	夜
Ⅱ	1	国道 8 号	能町南一丁目	41	34	○	○
Ⅱ	2	国道 8 号	本郷一丁目	44	41	○	○
Ⅱ	3	国道 8 号	上渡	37	<30	○	○
Ⅱ	4	国道 156 号	丸の内	43	32	○	○
Ⅰ	5	国道 156 号	戸出町四丁目	30	<30	○	○
Ⅰ	6	主要地方道新湊庄川線	中曽根	40	<30	○	○
Ⅱ	7	主要地方道伏木港線	荻布	38	<30	○	○
Ⅱ	8	主要地方道高岡環状線	能町	47	33	○	○
Ⅰ	9	主要地方道高岡小杉線	赤祖父	36	<30	○	○
Ⅰ	10	市道羽広二丁目南幸町線	羽広二丁目	40	31	○	○

注 <30は、振動レベル計の定量下限値30未満を表す。

□ 道路交通振動の要請限度

単位：デシベル

時間の区分 区域の区分		昼 間	夜 間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第 1 種区域	Ⅰ	65	60
第 2 種区域	Ⅱ	70	65

注 区域の区分 （振動規制法の指定地域内とする。）

第 1 種区域：第 1・2 種低層住居専用地域、 第 1・2 種中高層住居専用地域、
第 1・2 種住居地域、 準住居地域、 田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業、 商業地域、 準工業、 工業地域、 その他の指定地域

第2節 振動防止対策

1 法律に基づく規制

(1) 規制地域

本市内のうち、都市計画法第8条第1項第1号に定める地域及び高岡市長が指定した区域とする。

(2) 規制対象振動

工場振動、特定建設作業振動、道路交通振動

(3) 規制対象施設・作業

ア 工場振動

金属加工機械、圧縮機、織機等（振動規制法施行令別表第1に定める施設）

イ 特定建設作業振動

くい打機、ブレーカーを使用する作業等（振動規制法施行令別表第2に定める作業）

(4) 規制基準

ア 工場振動

工場振動の規制基準は、区域及び時間帯ごとに定められている。

□ 特定工場等の振動に係る規制基準（敷地境界における許容限度）

単位：デシベル

適用地域等 区域	一般の地域		第1種に隣接		学校等の周辺	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜
第1種区域	60	55	同 左		55	50
第2種区域(1)	65	60	同 左		60	55
第2種区域(2)	70	65	65	60	65	60

注1 区域の区分

第1種区域：第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域

第1・2種住居地域、準住居地域、田園住居地域

第2種区域(1)：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、その他の指定地域

第2種区域(2)：工業地域

2 時間の区分 昼：午前8:00～午後7:00 夜：午後7:00～翌日午前8:00

イ 特定建設作業振動

特定建設作業振動の規制基準は、日曜・その他の休日の作業禁止や一日当たりの作業時間の制限等も併せて定められている。

□ 特定建設作業（振動）に関する規制

作 業 の 種 類		規 制 基 準						
		振動の 大きさ	作業できない 時間		1 日の作業時 間		同一場 所の作 業時間	日曜休 日の作 業
			第一号 区 域	第二号 区 域	第一号 区 域	第二号 区 域		
1	くい打機、くい抜き機 を使用する作業等	75デシ ベルを 超えないこと	午後 7 時から 翌日の 午前 7 時まで	午後10 時から 翌日の 午前 6 時まで	10時間 を超え ないこ と	14時間 を超え ないこ と	連続し て6日 間を超 えない こと	禁 止
2	鋼球を使用する破壊作 業							
3	舗装版破碎機を使用す る作業							
4	ブレーカー（手持式を 除く）を使用する作業							

注 区域の区分

第一号区域：第1・2種低層住居専用地域、 第1・2種中高層住居専用地域

第1・2種住居地域、 準住居地域、 田園住居地域、

近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 その他の指定地域、

工業地域のうち学校・保育所・病院等の敷地周辺

第二号区域：第一号区域以外の指定地域

ウ 道路交通振動

振動規制法に基づく指定地域内には、道路交通振動の要請限度が定められており、この値を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会等に対して、改善の要請や意見を述べるができることになっている。

(5) 届 出 状 況

本市では、振動規制法に基づく届出を受け付けており、その状況は次のとおりである。

[関係資料 (届出) - 4]

□ 特定施設の届出状況

令和7年3月31日現在

区 分	届出事業所数	届出施設数
振動規制法に係るもの	315	2,595

□ 特定建設作業の実施届出状況

作 業 の 種 類		法令に基づく届出件数
1	くい打機を使用する作業	0
2	剛球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破碎機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	13
計		13

注 届出件数は令和6年度中の届出件数である。

2 工場・事業場への調査指導状況

(1) 工 場 振 動

工場振動については、騒音と同時期に調査を行っており、その対策についても騒音防止と併せて指導を行っている。

(2) 建 設 振 動

振動規制法の指定地域内において行う特定建設作業については、騒音規制法と同様に作業開始日の7日前までに届け出することを義務づけている。

また、届出の受理に際し、法定基準の遵守はもとより、周辺住民への事前周知の徹底及び低振動工法の採用等の指導に努めている。